

令和 7 年 6 月 30 日
生活再建支援課長 東崎
内線 6320
外線 076-225-1982

令和 6 年能登半島地震に係る応急仮設住宅の 供与期間の延長について

令和 6 年能登半島地震で住宅に大きな被害を受けた方に対して提供している応急仮設住宅について、別紙のとおり供与期間の延長が可能となりましたのでお知らせします。

令和 6 年能登半島地震に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

○令和 7 年 6 月 3 0 日、国から災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間に関する通知があり、供与期間の 1 年の延長が可能となった。

○これにより、住まいの再建を進めるにあたり、やむを得ない理由により応急仮設住宅の供与期間内に退去できない者について、引き続き 1 年を超えない範囲での仮設住宅での入居が可能となる。

1 対象市町（被災元市町）

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町（白山市、野々市市、川北町を除く 16 市町）

2 供与期間

令和 6 年能登半島地震により災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されている者のうち、やむを得ない理由により、応急仮設住宅の供与期間内に退去できない者について、供与期間を 2 年から 3 年に延長する。

→ 建設型応急住宅：建築工事の完成から 2 年の供与期間を 3 年に延長

賃貸型応急住宅：入居から 2 年の供与期間を 3 年に延長

3 今後の対応について

- ・市町から応急仮設住宅の入居者に、延長要件を示した延長申出書などを順次送付
- ・入居者が市町に郵送もしくはオンラインで回答
- ・県及び市町が延長理由を確認した上で、その結果を入居者に通知

4 応急仮設住宅の延長要件について

再建方法	やむを得ない理由（延長要件）
自宅再建	① 自宅再建を決めているが、業者の確保が困難で契約に至っておらず、まだ工事に着手できないため
	② 自宅再建を決めており、業者と契約済みだが、工期が長期に及ぶ見込みであるため
	③ 自宅再建を決めているが、公共事業等の関係から再建を進められないため
	④ 自宅再建を決めているが、解体工事が終わらないため など
民間賃貸住宅	被災元市町（※能登地域に限る）の民間賃貸住宅等へ入居したいが、物件が見つからないため など
公営住宅	復興（災害）公営住宅に入居したいが、供与期間内で建設されていないため など
その他	避難指示、集団移転の方針が決まっていないため、仮設住宅の供与期間に退去できないため など

※ 能登地域：輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町の9市町